

平成 2 1 年度東京都税制調査会

第 3 回 小委員会

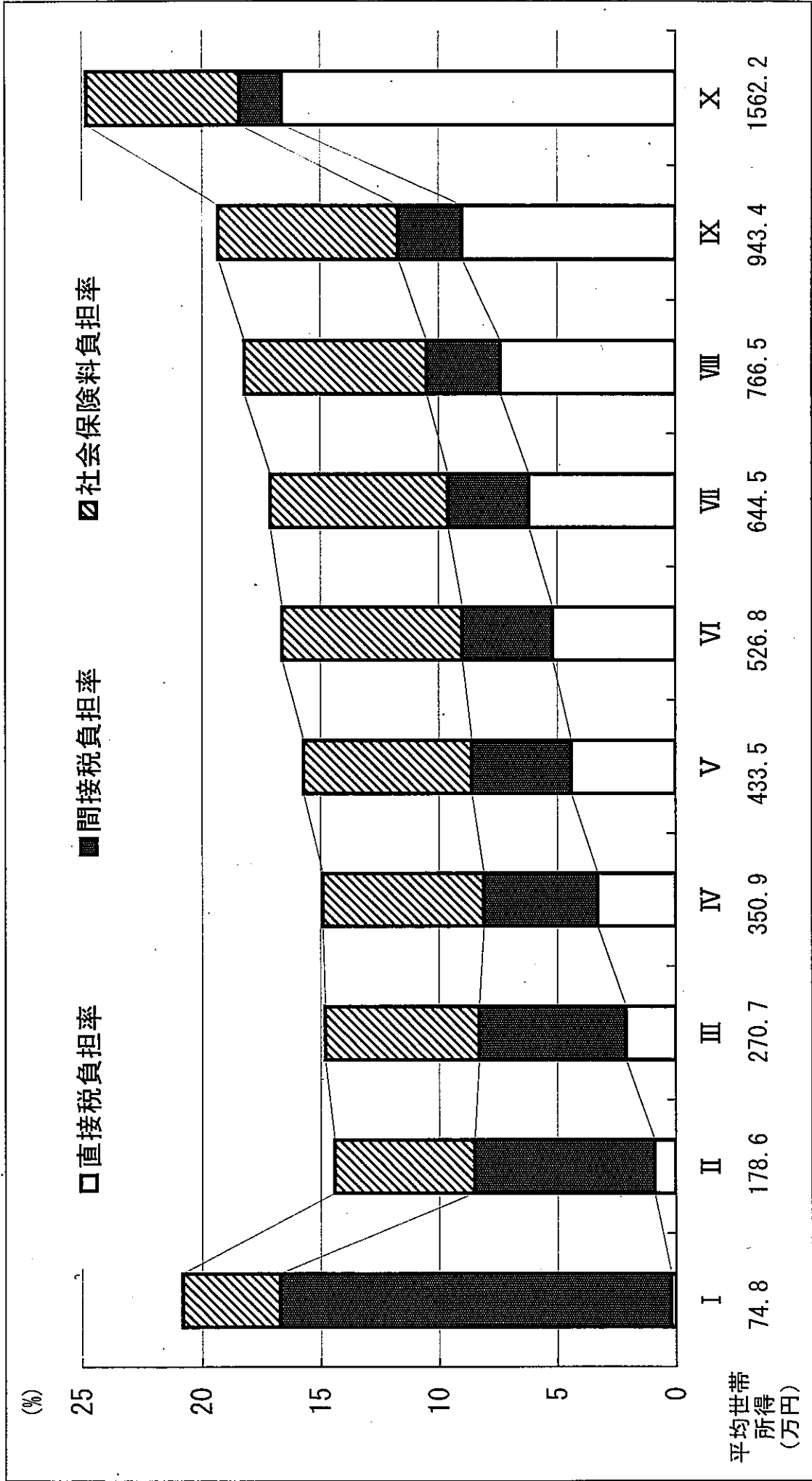
〔個人所得課税に関する資料〕

平成 2 1 年 6 月 9 日

## 個人所得課税に関する資料 目次

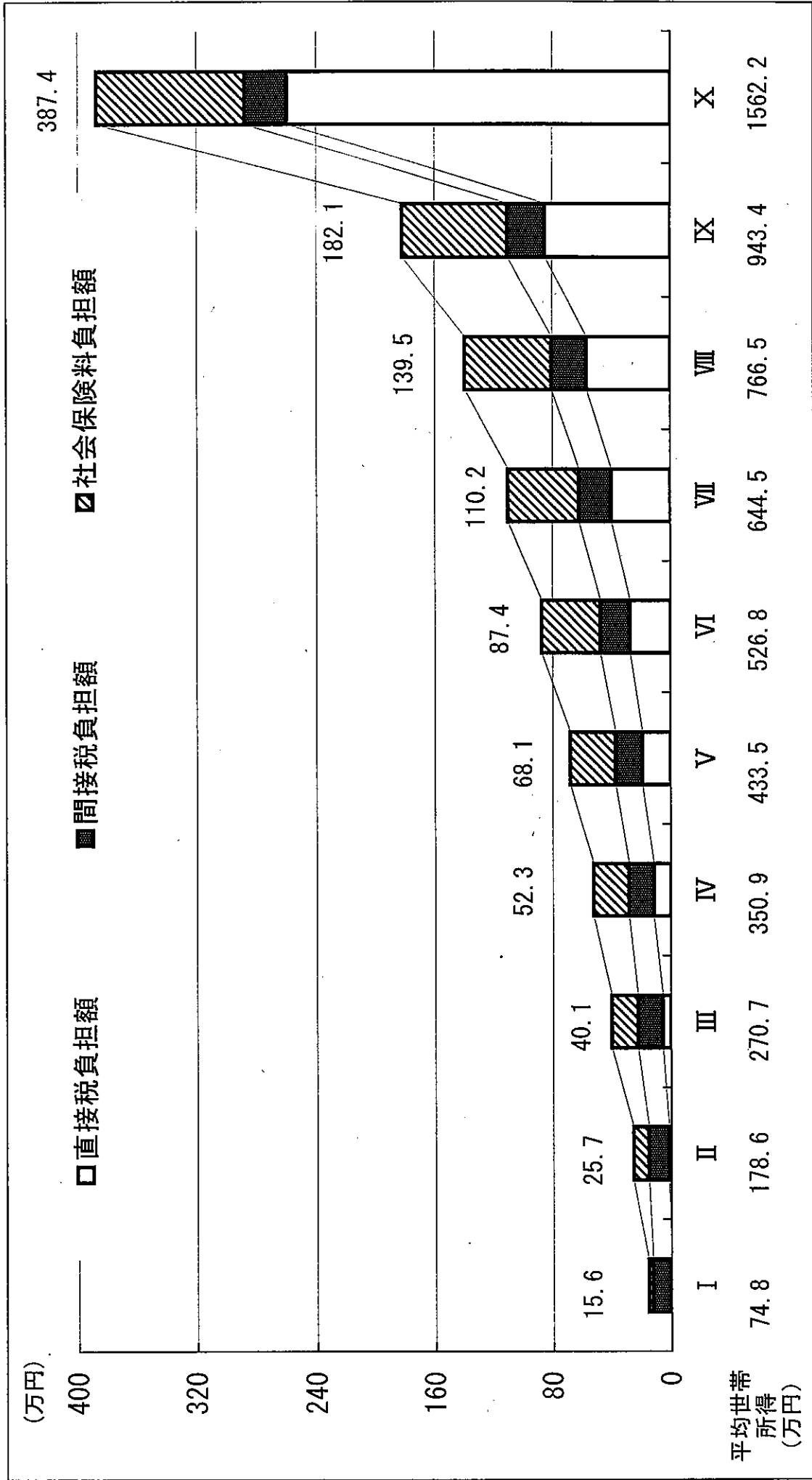
資料名	頁
世帯所得に占める税・社会保険料負担の割合（所得階級別）	1
世帯所得に占める税・社会保険料負担額（所得階級別）	2
個人所得課税の国際比較	3
所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	4
所得税の課税ベースの縮小	5
所得控除の概要	6～7
給付つき税額控除の概要	8～10
納税者番号制度の概要	11～14
主要国の利子所得に対する課税制度の概要	15
主要国の配当所得に対する課税制度の概要	16
主要国の株式譲渡益に対する課税制度の概要	17

# 世帯所得に占める税・社会保険料負担の割合（所得階級別）



注 1 「わが国家計の消費税負担の実態について」（内閣府経済社会総合研究所 ESR|ディスカッションペーパーNo.196）より作成  
 2 2007年時点の数値  
 3 直接税は所得税及び住民税、間接税は消費税及び個別消費税

# 世帯所得に占める税・社会保険料負担額（所得階級別）



注1 「わが国家計の消費税負担の実態について」（内閣府経済社会総合研究所 ESR|ディスカッションペーパーNo.196）より作成  
 注2 2007年時点の数値  
 注3 直接税は所得税及び住民税、間接税は消費税及び個別消費税

# 個人所得課税の国際比較

区 分	国 名		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
	日本 (昭和61年度)	日本 (平成21年度)					
国税収入に占める 個人所得課税収入の割合	39.3%	32.6%	(連邦) 68.1%	37.7%	37.5%	34.0%	
国民所得に占める 個人所得課税負担割合 [地方税を含めた場合]	6.3% [8.9%]	4.2% [7.7%]	9.9% [含む州・ 地方政府 12.5%]	13.7%	9.4% [11.6%]	10.5%	
課税最低限 [地方税等の課税最低限]	235.7万円 [191.2万円]	325.0万円 [270.0万円]	連邦 378.0万円 N Y 州 178.5万円	114.6万円	288.7万円 [288.7万円]	490.1万円 [0万円]	
税 率	最低税率(所得税)	10.5%	5%	10%	20%	15%	5.5%
	最高税率(所得税) [地方税等を含めた場合]	70% [78%]	40% [50%]	35% [約45.1%]	40%	45% [47.475%]	40% [48%]
	税率の刻み数 [地方税等の税率の刻み数]	15 [14]	6 [1]	6 [5, 4]	2	—	4 [1]

注1 財務省ホームページより作成。

2 日本については、21年度の「個人所得課税収入の割合」及び「個人所得課税負担割合」は当初予算ベースであり、61年度の「地方税等を含めた最高税率」は賦課制限適用後の税率である。

3 「個人所得課税収入の割合」及び「個人所得課税負担割合」は、個人所得に課される租税に係るものであり、所得税の他、ドイツについては連帯付加税(算出税額の5.5%)等、フランスについては一般社会税(CSG)等(現在、合計8%)が含まれている。

4 「課税最低限」・「税率」・「税率の刻み数」における地方税等については、アメリカはニューヨーク市の場合の州税・市税、ドイツは連帯付加税等、フランスは一般社会税等を含んでいる。税率の刻み数におけるアメリカの地方税等の税率の刻み数は、州税が5、市税が4である。

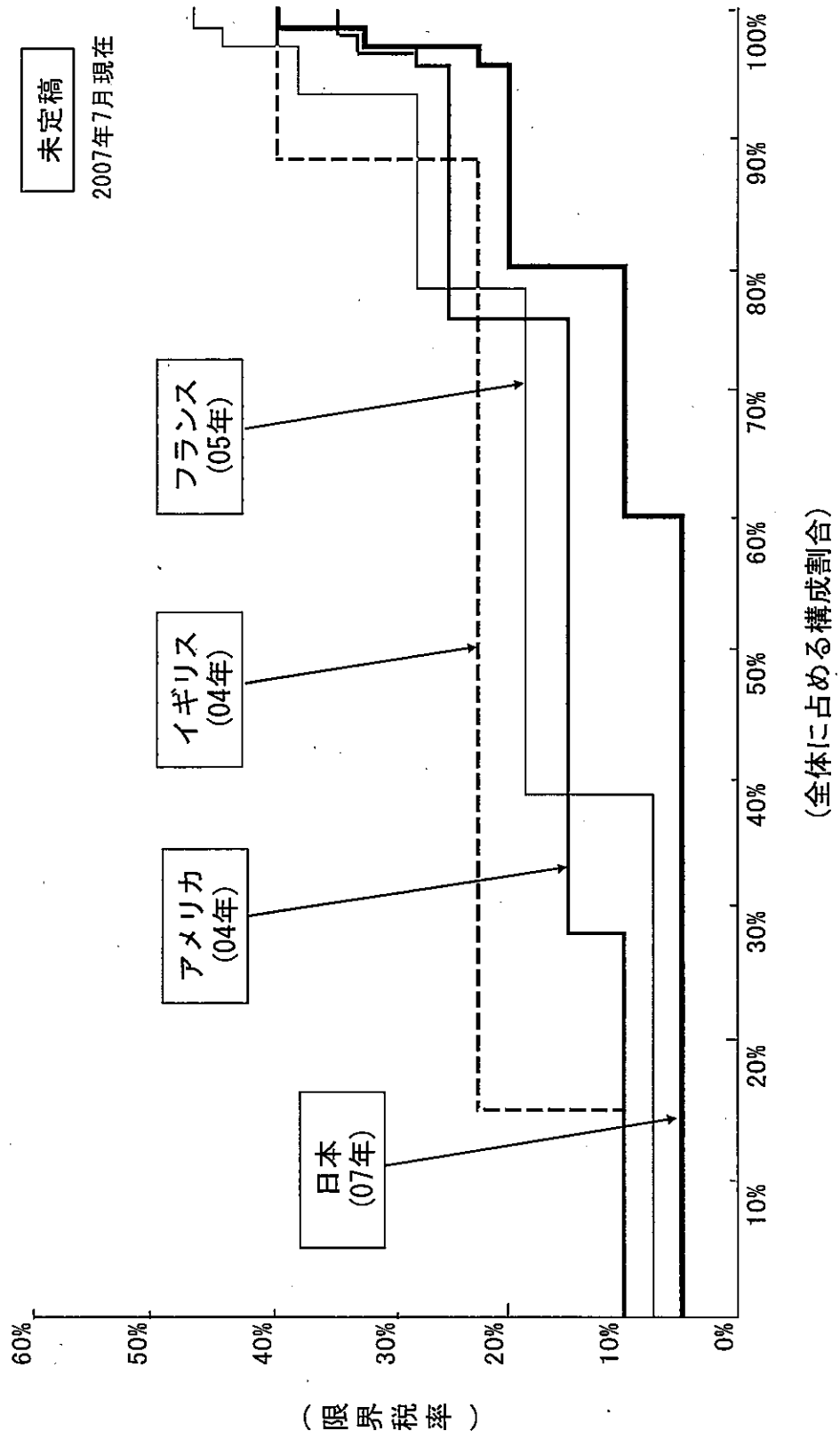
5 課税最低限は、夫婦2人(日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは夫婦共同申告の場合で子のうち1人を17歳未満としている。)の給与所得者の場合である。本資料における所得税の課税最低限とは、所得税の納税額が実際に発生する所得水準を指し、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に規定されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されるもののみを考慮して、課税最低限の額を計算している。従って、イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、実際の税額計算において控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、課税最低限の国際比較を行う際には、これらを含めずに計算している。(なお、仮にこれらを含めて計算した場合、イギリスの所得税の課税最低限は、409.9万円(夫婦2人)、342.8万円(夫婦1人)、258.1万円(夫婦のみ)、201.1万円(単身)となる。)

6 諸外国は2009年1月適用の税法に基づく。

7 諸外国の個人所得課税収入の割合及び個人所得課税負担割合は、OECD "Revenue Statistics 1965-2007" 及び同 "National Accounts 1995-2006" に基づく2006年の数値。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=105円、1ポンド=190円、1ユーロ=151円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成20年(2008年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

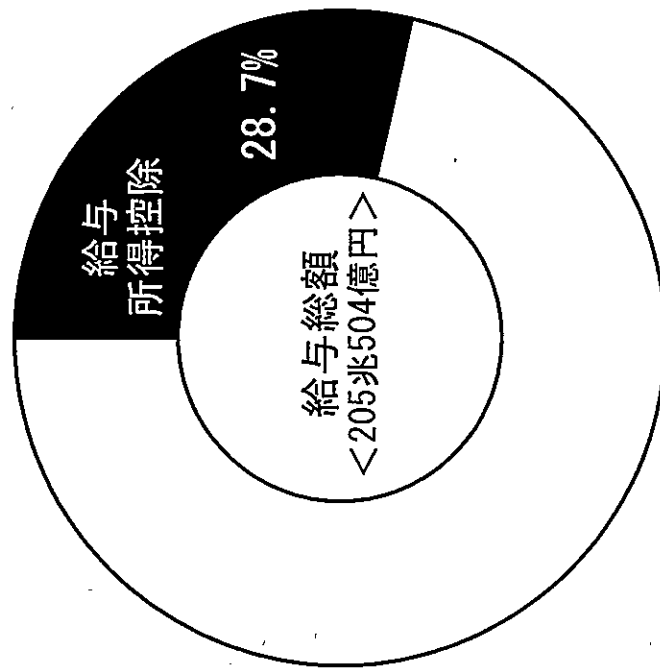
# 所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較



注1 「政府税制調査会資料」により作成。  
 2 日本のデータは、平成19年度予算ベースを基に推計したものである。  
 3 アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

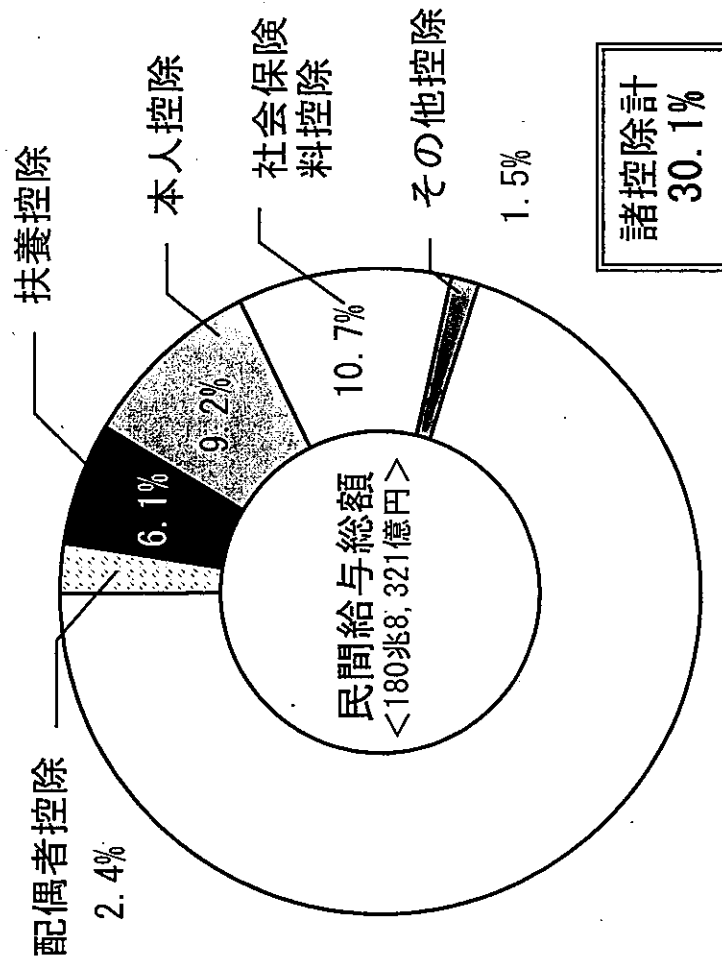
# 所得税の課税ベースの縮小

〈給与総額に対する給与所得控除の割合〉



注 「財務省ホームページ」により作成。  
平成21年度予算ベース。

〈民間給与総額に対する諸控除の割合〉



注 「民間給与の実態調査結果(平成19年度)」(国税庁)により作成。

# 所得控除の概要（人的控除）

	対象者	控除額	
		所得税	個人住民税
基礎控除	・本人	38万円	33万円
配偶者控除	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円
老人控除対象配偶者 (同居特別障害者加算)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者 ・上記の者が特別障害者で、かつ、納税者等と同居している場合	48万円 +35万円	38万円 +23万円
配偶者特別控除	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円超76万円未満である者	最高38万円	最高33万円
扶養控除	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円
特定扶養親族	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円
老人扶養親族 (同居特別障害者加算) (同居老親等加算)	・年齢が70歳以上の扶養親族 ・上記の者が特別障害者で、かつ、納税者等と同居している場合 ・老人扶養親族が納税者等と同居している場合	48万円 +35万円 +10万円	38万円 +23万円 +7万円
障害者控除	・障害者（本人、配偶者、扶養親族） ・本人、配偶者、扶養親族が特別障害者である場合	27万円 40万円	26万円 30万円
寡婦控除 (特別寡婦加算)	・夫と死別したものの(注1)若しくは、夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ・寡婦で、扶養親族である子を有する者 (注1)	27万円 +8万円	26万円 +4万円
寡夫控除	・妻と死別又は離婚をして親族である子を有する者 (注1)	27万円	26万円
勤労学生控除	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等 (注2)	27万円	26万円

注1 年間所得500万円以下

注2 年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下



# 所得控除の概要(人的控除を除く)

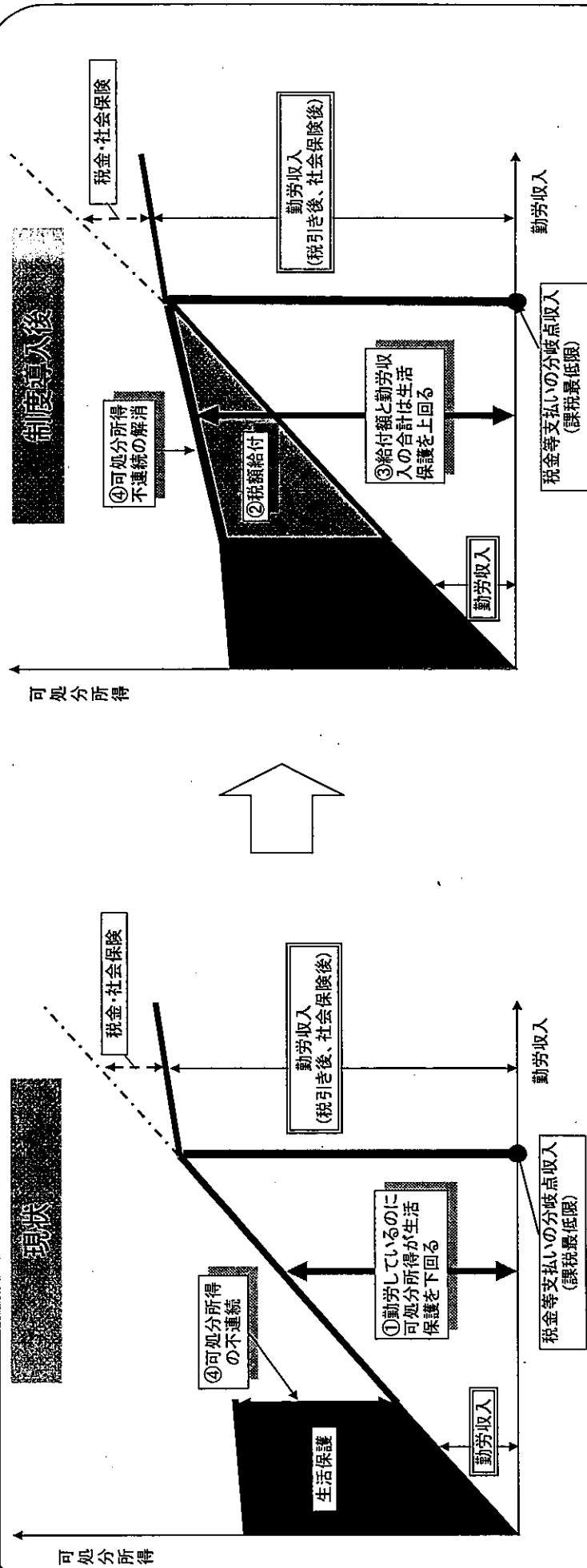
種類	控除対象	控除額	
		所得税	個人住民税
雑損控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅家財等についての災害又は盗難若しくは横領による損失</li> <li>・災害関連支出</li> </ul>	(1)か(2)のうち多い額 (1) 損失額－総所得金額等×10% (2) 災害関連支出の金額－50,000円	同左
医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費</li> </ul>	$\left[ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の} \\ \text{額} \end{array} \right] - \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{総所得} \\ \text{金額等} \end{array} \right]}{\times 5\%}$ ※10万円超のときは10万円 控除限度額＝200万円	同左
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険料</li> </ul>	支払った社会保険料の額	同左
小規模企業共済等掛金控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業共済掛金</li> <li>・確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金</li> <li>・心身障害者扶養共済掛金</li> </ul>	支払った掛金の額	同左
生命保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険料</li> <li>・個人年金保険料</li> </ul>	(1) 生命保険料…最高50,000円 (2) 個人年金保険料…最高50,000円	(1) 生命保険料…最高35,000円 (2) 個人年金保険料…最高35,000円
地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震保険料</li> </ul>	地震保険料…最高50,000円	地震保険料…最高25,000円
寄附金控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定寄附金</li> </ul> ※所得税と個人住民税で対象となる寄附金が異なる。	(特定寄附金の総額又は総所得金額等の40%のいずれか少ない金額)－5千円	_____ ※地方公共団体に対する寄附金等について税額控除あり

# 給付つき税額控除の概要

## 給付つき税額控除とは

- ・ 所得控除から税額控除へ転換。それにより、課税ベースの侵食を防ぎ、所得再分配効果が高まる。
- ・ 控除額以下の税負担者や課税最低限以下の低所得者に対しては、控除しきれない分を還付・給付する。
- ・ アメリカ、イギリス、カナダ等諸外国においては、低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった観点から導入、効果を発揮している。

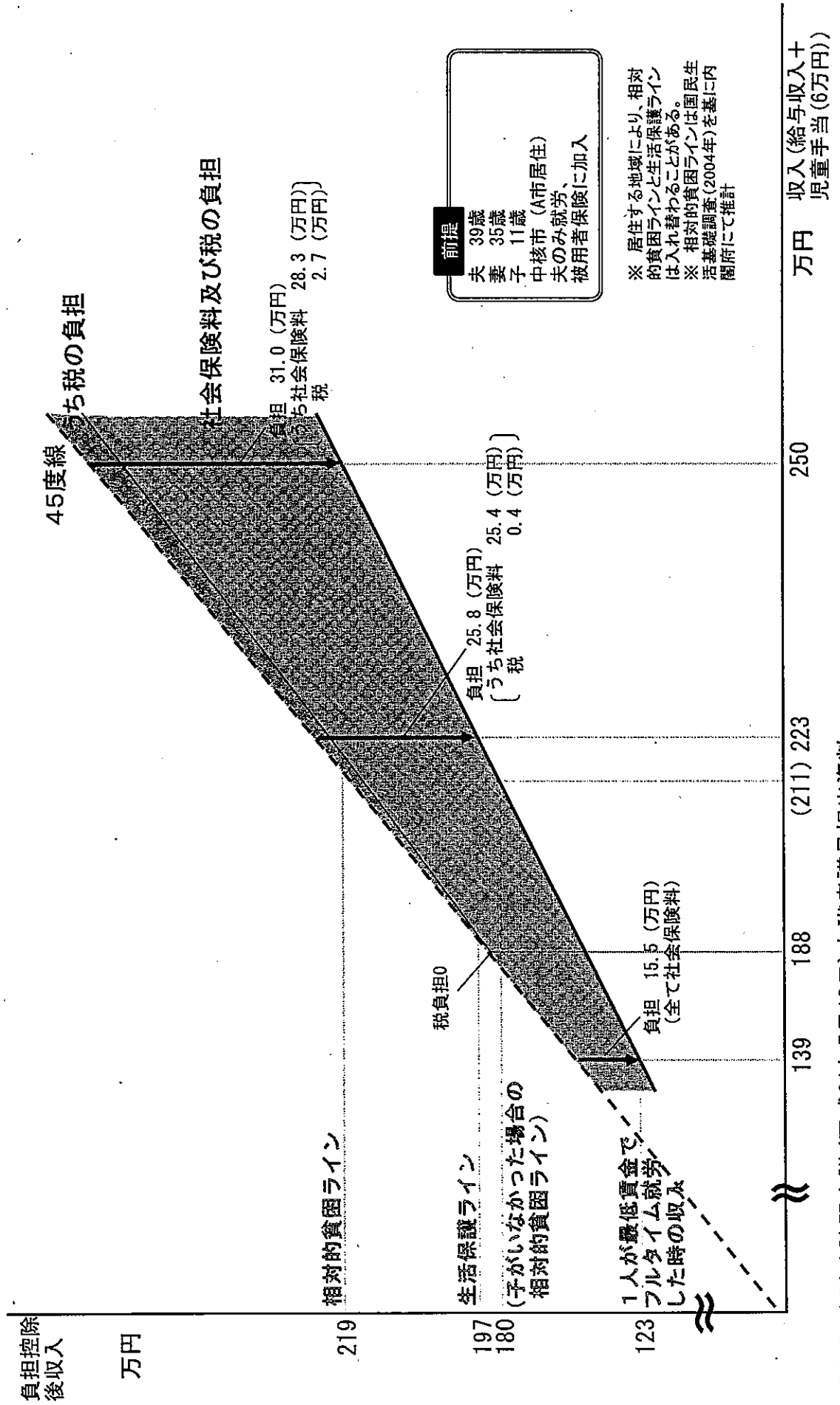
## 給付つき税額控除イメージ図



- 勤労しているのに可処分所得が生活保護を下回る低所得世帯(①)につき、税額控除(勤労収入に応じ変動)から控除しきれない額を給付する(②)制度を導入する。
- 給付額と勤労収入の合計は生活保護額を上回る(③)のため、就労へのインセンティブが高まり、生活保護に滞留し続けるメリットは低くなる。税額の給付は、所得税などを払えるようになるまで続き、可処分所得の不連続は解消する。

# ○低所得就業者の負担状況

・低所得就業者は、低収入の中から年間15～30万円程度の社会保険料・税を負担している。



## 税制抜本改革に向けた基本的考え方（抄）

平成19年11月  
政府税制調査会

### 第2 各論

#### 1. 個人所得課税

##### (7) いわゆる「給付つき税額控除」（税制を活用した給付措置）の議論

近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わせた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。このような制度は、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な観点から主張されている。また、税と社会保障を一体的に捉え、社会保険料負担を軽減する観点から本制度を利用している国もある。

国民の安心を支えるため、持続可能で安心できる社会保障制度の構築とそのため安定的な財源の確保が重要な課題となっている中、このような視点から議論を行っていくことには意義がある。

他方で、今後議論すべき課題も多く残されている。まず、この制度が給付としての性格を有するものであることを踏まえる必要がある。その上で、課税最低限以下の者に対する公的給付の必要性について、社会保障政策の観点から、既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理が行われる必要がある。また、資産保有状況等と関係なくある年の所得水準に基づいて給付することが適切か、財源をいかに確保するか、さらには、給付に当たって適正な支給の方策、とりわけ正確な所得の捕捉方法をどう担保するか、といった論点がある。この制度については、以上を踏まえ、諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可能性や課題について議論が進められていく必要がある。

## 納税者番号制度のしくみ

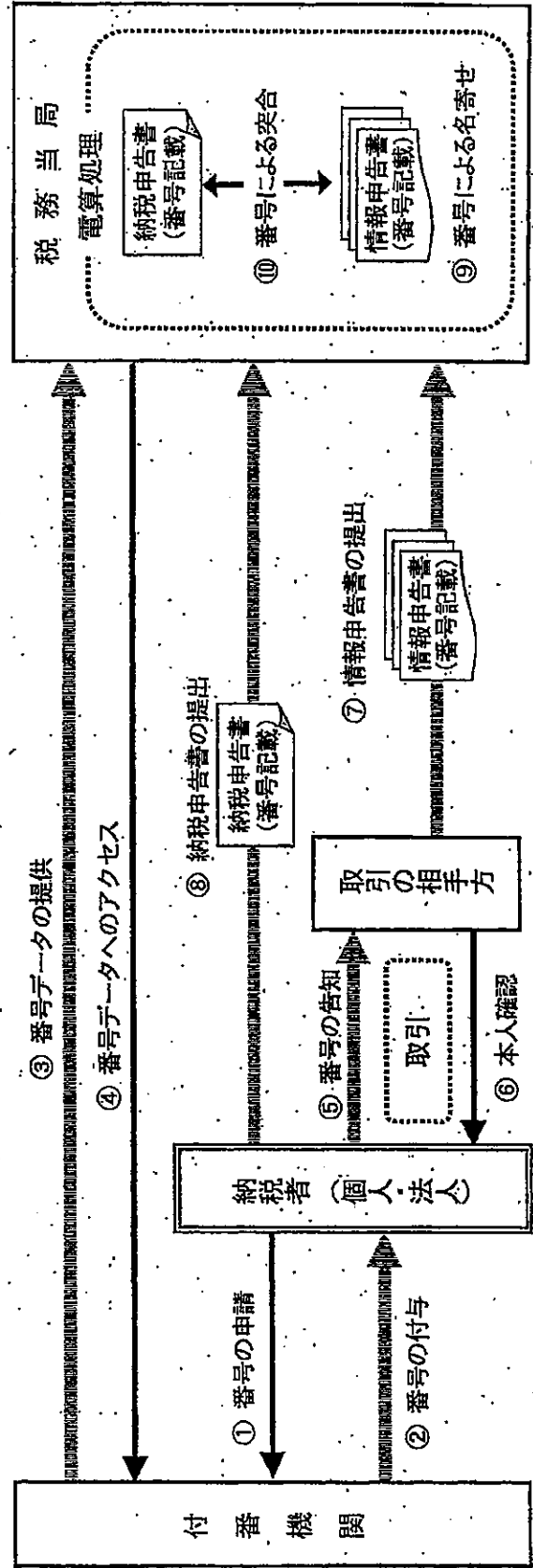
納税者番号制度とは、

納税者に広く番号を付与し、

(イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を告知すること

(ロ) 納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき情報申告書に番号を記載すること

を義務づけることにより、納税者から提出される申告書と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に整理(名寄せ)及びマッチング(突合)する方式である。



個人付番方式の比較 (未定稿)

	「住民票コード」	「基礎年金番号」(注1)
根拠規定	住民基本台帳法	国民年金法
付番機関	市区町村(都道府県又は全国センターにおいても管理)	日本年金機構
付番対象者	居住者(外国人を除く)(東京都国立市、福島県矢祭町は不参加。)(注2)	公的年金加入者等(外国人も含む)
保有情報	コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日、理由等)	番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報
他の行政機関に提供される情報	コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日・理由等) (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)	番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報 (法令上明確に規定された事務に利用を限定)
目的	住民基本台帳事務の簡素化・効率化(転入・転出事務等) 国の行政機関等への情報提供(法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定) 住民に対する様々なサービス提供(条例による市町村独自の利用等)	公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 併給調整の適正化 行政サービス向上(年金相談・年金裁定)
プライバシー保護規定	住民基本台帳法による厳格な保護措置	日本年金機構法及び国民年金法
民間での利用	住民基本台帳法で民間による利用を禁止	国民年金法で年金事業の運営に関する事務等に限定
実施状況	平成15年8月 住民基本台帳ネットワーク本格稼働	平成9年1月 実施

(注1) 基礎年金番号については、社会保険庁改革関連法(平成22年1月施行)を織り込んだ内容となっている。

(注2) 東京都杉並区は、平成21年1月5日より住民基本台帳ネットワーク業務を開始している。

## 抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成19年11月  
政府税制調査会

### 第2 各論

#### 7. 納税環境整備

##### (3) 納税者番号制度

納税者番号制度とは、現在、税務当局が行っている各種資料の「住所・氏名」による名寄せ・突合に代え、資料に記載される「納税者番号」を用いることによって作業の効率化を図り、適正・公平な課税を実現しようとするものである。

その制度設計を進めていく上では、①どのような番号を納税者番号として税務面で活用するか、②所得捕捉を高める観点から、どのような経済取引について、その内容等を記載した資料の税務当局への提出を求め、それが最も重要な論点となる。加えて、実際の導入に際しては、セキュリティ確保の要請や、官民を通じた番号利用に係るコスト、経済取引への影響等にも配慮する必要がある。

まず、いかなる番号が望ましいかという問題については、現在、具体的な活用が期待できるものとして、「住民票コード」と「基礎年金番号」がある。また、最近では、「社会保障番号」についての議論も行われている。今後、各種の番号制度に関する議論の動向等に留意しながら、納税者番号としての活用可能性を判断すべきである。

次に、資料情報制度については、所得捕捉を高めるため、取引関係者等の理解を得ながら、どこまで資料収集を拡充すべきかが問題となる。諸外国の例をみると、資金のフロー・ストックの把握という面から、例えばアメリカでは一定の国内送金、預金の入出金、海外送金等について、フラックス等では預金口座の開設について資料の提出が義務付けられている。今後、このような例も参考にしつつ、所得の間接的な捕捉の観点から、金融資産関係の資料収集を拡充していくべきである。

納税者番号制度については、これまでも累次の答申において、様々な観点からの検討や指摘が行われてきており、現在、その導入に向けた具体的な取組みを進めるべき段階にきている。今後、円滑な導入を目指して、国民的な理解形成に一層努めるべきである。

# 主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

(2009年1月現在)

番号の種類	適用業務	付番者(数)	人口(注3) (2007年現在)	付番維持 管理機関	現行の付番号根拠法	実施年
アメリカ	税務、社会保険、年金、選挙、兵役等	約4億1,400万人 (累計数)	3億407万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	税務、失業保険、年金等	約4,188万人 (累計数)	3,161万人	人的資源・社会開発省	雇用保険法	1967年
デンマーク	税務、年金、住民登録、選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	543万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	税務、社会保険、住民登録、選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	918万人	国税庁	個人情報に関する法律	1967年
ノルウェー	税務、社会保険、住民登録、選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	468万人	国税庁登録局	人口登録制度に関する法律	1971年
韓国	税務、社会保険、住民登録、選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	4,846万人	行政安全部	住民登録法	1968年
シンガポール	税務、年金、住民登録、選挙、兵役、車両登録等	全住民	459万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
ドイツ	税務	約8,100万人	8,222万人	連邦中央税務庁	租税通則法	2009年
イタリア	税務、住民登録、選挙、兵役、許認可等	約6,323万人	5,805万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977年
オーストラリア	税務、所得保障等	約3,099万人 (累計数)(注2)	2,063万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年

社会保障番号を活用

住民登録番号を活用

税務番号

注1 政府税制調査会スタディ・グループ資料より作成  
 注2 オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。  
 注3 カナダ及びオーストラリアの人口は、2006年の値である。  
 (参考) イギリスには納税者番号制度はないが、国民保険番号(National Insurance Number)が税務目的に一部利用されている。  
 フランスには納税者番号制度はない。



# 主要国の利子所得に対する課税制度の概要

	課税方式	税率	備考
日本	源泉分離課税	20% ・所得税 15% ・個人住民税 5%	
アメリカ	総合課税	10%～35% + 州・地方政府税	○ 州・地方政府税の税率(ニューヨーク市の場合) 州税 4～6.85% 市税 2.55～3.2%
イギリス	総合課税	10%、20%、40%	
ドイツ	源泉分離課税	26.375% ・所得税 25% ・連帯付加税 税額の5.5%	○ 原則源泉分離課税だが、総合課税が有利な場合は申告により総合課税が適用される。
フランス	源泉分離課税	30.1% ・所得税 18% ・社会保障関係諸税 12.1%	○ 源泉分離課税と総合課税との選択
	総合課税	17.6%～52.1% ・所得税 5.5%～40% ・社会保障関係諸税 12.1%	
スウェーデン	二元的所得課税	30%	○ 資本所得として課税 ・ 勤労所得 (給与・賃金、年金等) 【地方】 比例税率 (ストックホルムの場合29.68%) + 【国】 累進税率上乘せ (20%、25%) ・ 資本所得 (利子、配当、譲渡収入等) 国 30%

注1 「財務省ホームページ」、「政府税制調査会資料」等より作成。

2 スウェーデンについては2008年1月現在、その他の国については2009年1月現在の税法に基づく。

# 主要国の配当所得に対する課税制度の概要

	課税方式	税率	備考
日本	(上場大株以外等) 総合課税	10%～50% ・所得税 0～40% ・個人住民税 10%	○ 総合課税、申告不要制度の中から選択 ○ 株式譲渡損との損益通算のため、申告分離課税も選択可 ※ 申告不要制度の本則税率は20% (所得税15%、個人住民税5%)
	申告不要制度	10% (H23.12.31までの特例※) ・所得税 7% ・個人住民税 3%	
アメリカ	上記以外 総合課税	10%～50% ・所得税 0～40% ・個人住民税 10%	○ 所得税は、一定の少額配当について、申告不要制度の選択も可能 ○ 連邦税は、2011年から総合課税 (税率15～39.6%) ○ 州・地方政府税の税率(ニューヨーク市の場合) 州税 4～6.85% 市税 2.55～3.2%
	2段階課税 (連邦) 総合課税 (州・地方政府)	0%、15% 州・地方政府税	
イギリス	2段階課税	10%、32.5%	
ドイツ	源泉分離課税	26.375% ・所得税 25% ・連帯付加税 税額の5.5%	○ 原則源泉分離課税だが、総合課税が有利な場合は申告により総合課税
フランス	源泉分離課税	30.1% ・所得税 18% ・社会保障関係諸税 12.1%	○ 源泉分離課税と総合課税との選択
	総合課税	17.6%～52.1% ・所得税 5.5%～40% ・社会保障関係諸税 12.1%	
スウェーデン	二元的所得課税	30%	○ 資本所得として課税 ・ 勤労所得 (給与・賃金、年金等) 【地方】 比例税率 (ストックホルムの場合29.68%) + 【国】 累進税率上乘せ (20%、25%) ・ 資本所得 (利子、配当、譲渡収入等) 国 30%

注1 「財務省ホームページ」、「政府税制調査会資料」等より作成。

2 スウェーデンについては2008年1月現在、その他の国については2009年1月現在の税法に基づく。

# 主要国の株式譲渡益に対する課税制度の概要

	課税方式	税率	非課税限度等	備考
日本	申告分離課税	10% (H23.12.31までの特例※) ・所得税 7% ・個人住民税 3%	平成22年度創設予定 ・対象 上場株式等の配当・譲渡益 ・非課税投資額 毎年新規投資額100万円 (総額は5年で500万) ・導入時期 平成24年1月1日	○ 申告分離課税と申告不要制度との選択 ○ 源泉徴収口座における譲渡益については申告不要制度を選択できる。 (次の場合を除く。① 他の口座での譲渡損益と相殺する場合 ② 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける場合) ※ 申告分離課税の本則税率は20% (所得税15%、個人住民税5%)
アメリカ	2段階課税 (連邦税) + 総合課税 (州・地方政府税)	0%、15% + 州・地方政府税	—	○ 2011年以降の連邦税の税率は ・ 5年超保有の場合 … 8%、18% ・ 5年以下保有の場合 … 10%、20% ○ 州・地方政府税の税率 (ニューヨーク市の場合) 州税 4~6.85% 市税 2.55~3.2%
イギリス	申告分離課税	18%	土地等の譲渡益と合わせて年間9,600ポンド (約182万円)が非課税	○ 一定の起業家等に対しては譲渡益の生涯累計が100万ポンド(約1.9億円)に達するまで、その課税割合を5/9に圧縮する軽減措置が適用される。
ドイツ	源泉分離課税	26.375% ・所得税 25% ・連帯付加税 税額の5.5%	貯蓄者概算控除 ・配当を含む資本所得について、合計801ユーロ (約12万円)に達するまで課税されない。	○ 原則源泉分離課税だが、総合課税が有利な場合は申告により総合課税
フランス	申告分離課税	30.1% ・所得税 18% ・社会保障関係諸税 12.1%	譲渡額が年間25,000ユーロ (約378万円)以下の場合には非課税	○ 個人が株式を8年超保有した場合は所得税が非課税となり、税率は12.1%となる。 ○ 非課税限度について、譲渡額が年間25,000ユーロを超えた場合は、譲渡益の全額が課税。
スウェーデン	二元的所得課税	30%	—	○ 資本所得として課税 ・ 勤労所得 (給与・賞金、年金等) 【地方】 比例税率 (ストックホルムの場合29.68%) + 【国】 累進税率上乘せ (20%、25%) ・ 資本所得 (利子、配当、譲渡収入等) 国 30%

注1 「財務省ホームページ」、「政府税制調査会資料」等より作成。  
2 スウェーデンについては2008年1月現在、その他の国については2009年1月現在の税法に基づく。